

議案番号	件 名
提案課名	内 容
議案第82号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
人 事 課	<p><b>【改正趣旨】</b>  行財政改革における総人件費の抑制及び削減する取組みにより、健全財政への道筋が見えてきたが、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、今後歳入の状況が厳しくなることが想定され、改めて一層の行財政改革を進めていく必要がある。</p> <p>については、本年度4月から給与削減を実施している管理職に加えて、監督職・一般職においても給与削減を実施し、今後の健全財政の維持及びコロナ対策に寄与するものとして、関係する例規について所要の整備を行うもの。</p> <p><b>【改正内容】</b>  給与の削減</p> <p>監督職、一般職の職員について、令和2年10月から令和5年3月までの間、給料月額を5級（課長補佐に限る）から3級までは3%、2級及び1級は2.5%それぞれ削減するとともに、期末勤勉手当及び地域手当、時間外勤務手当、休日給、夜勤手当にも反映する。</p> <p>なお、削減率は年度毎に△1%ずつ逡減する。</p> <p><b>【施行期日】</b>  公布の日</p>